

「袴田事件」第2次再審請求の差戻後の即時抗告審決定に対する会長声明

東京高等裁判所第2刑事部（大善文男裁判長）は、本日、いわゆる「袴田事件」の第2次再審請求の差戻後の即時抗告審について、原決定（静岡地裁2014年3月27日決定）に対する検察官の即時抗告を棄却し、再審開始を認める決定をした（以下「本決定」という）。

「袴田事件」は、1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で、放火され全焼した住宅内でみそ製造販売会社専務の一家4人がいずれも多数回刃物で刺突された遺体で発見された強盗殺人、現住建造物放火事件である。当時同会社の従業員であった袴田巖氏が犯人として逮捕、起訴され、袴田巖氏は公判で自らは犯人ではないとして無罪を主張したが、起訴後のみそ製造工場のみそタンク内から多量の血液が付着した状況で捜査機関が発見したとされるいわゆる「5点の衣類」等の証拠に基づき、第一審（静岡地裁）は有罪・死刑の判決を言い渡し、控訴、上告も棄却され、1980年12月に同判決が確定した。

本件の第2次再審請求（請求人は袴田巖氏の姉ひで子氏）に対し、再審請求審の静岡地裁（村山浩昭裁判長）は、2014年3月27日、再審開始を決定するとともに、袴田巖氏に対する死刑及び拘置の執行を停止した（原決定）。弁護団が提出したDNA鑑定やみそ漬け実験報告書等の新証拠を踏まえ、確定有罪判決の根拠となった「5点の衣類」は袴田巖氏が着用していたものでも犯行時の犯人の着衣でもなく、捜査機関により証拠がねつ造された疑いがあると判断したものである。

これに対して検察官が即時抗告を行い、即時抗告審の東京高裁（大島隆明裁判長）は、2018年6月11日、弁護団が提出したDNA鑑定やみそ漬け再現実験報告書等の新証拠の証拠価値を否定し、原決定を取り消して再審請求を棄却した。

弁護団の特別抗告により、特別抗告審の最高裁第三小法廷（林道晴裁判長）は、2020年12月22日、「5点の衣類」に付着した血液の色に関するみそ漬け実験報告書や専門家意見書の

証拠価値を否定した即時抗告審決定について、審理を尽くさずこれら証拠価値について誤った評価をしたものとして取り消し、東京高裁へ差戻す決定をした（林景一裁判官及び宇賀克也裁判官の差戻しをすることなく再審開始を自判すべきとする反対意見が付されている）。

差戻後の即時抗告審（東京高裁）では、主に「5点の衣類」に付着した血液の色に関する事実取調べが行われたが、弁護団の主張立証を理論的にも実証的にも裏付けるものであった。本決定は、科学的知見に基づいた判断によって、弁護団の主張立証の信用性、捜査機関による証拠のねつ造の可能性を認め、白鳥・財田川決定に則して新旧全証拠を総合評価した上で、再審開始を認めた原決定に対する検察官の即時抗告を棄却したものである。

当会は、本決定を心から喜び、長期にわたってえん罪と闘い抜かれてこられた袴田巖氏、同氏を支えてこられた袴田ひで子氏並びに支援者、そして再審弁護団の活動に対して、あらためて深く敬意を表する。

袴田巖氏は現在87歳という高齢であり、47年もの長期間を獄中で過ごし、今なお拘禁症状に苦しんでいる。当会は、検察官に対して、本決定を真摯に受け止め、特別抗告をすることなく速やかに再審公判に移行させるように強く訴えるものである。また、裁判所に対しては、直ちに再審公判を開き、必要最小限の審理を行って無罪を宣告するように要望する。

日弁連は1981年から本件を支援しており、当会もこれを支持するものであり、当会は日弁連とともに、再審請求事件における全面証拠開示、再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止をはじめとした、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を目指して、全力を尽くす決意である。

2023(令和5)年3月13日

東京弁護士会会長 伊井 和彦

入管庁公表資料「現行入管法の課題」に対し抗議し、再提出された入管法改定案の撤回を求める会長声明

本年3月7日、岸田文雄内閣は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（以下「政府法案」という）を閣議決定した。これは、2021年に廃案となった出入国管理及び難民認定法の改定に関する政府法案を、その基本的な骨格を維持したまま再提出するものである。このような動きに対しては、当会は本年1月17日に「入管法案の再提出に反対する会長声明」をもって反対の意思表示をしており、全国の弁護士団体や複数の市民団体などからも次々と法案の再提出に反対する声が上がっていた。こうした反対意見にもかかわらず、再提出に至った今般の閣議決定を、当会は強く非難する。

また、本閣議決定に先立つ本年2月20日、出入国在留管理庁（以下「入管庁」という）は、「現行入管法の課題」と題する資料（以下「本件資料」という）を公表した。本件資料は、前記閣議決定と同日に入管庁ホームページで公表された政府法案の概要説明サイト「そこが知りたい！入管法改定案」の「2. 現行入管法の課題（入管法改正の必要性）」の中で度々引用されており、本閣議決定に至った政府の認識は本件資料に集約されている。しかし、本件資料の内容は以下の通り、極めて不適切なものであり、是認しがたい。

まず、本件資料は、「国際慣習法上、国家は外国人の入国に当たり、ルールを定め、これに違反した場合は国外へ退去が可能」と説明する（1頁）。しかし、難民の地位に関する条約第33条第1項、拷問等禁止条約第3条第1項などが定める「ノン・ルフールマンの原則」に従えば、何人もその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放または送還してはな

らないとされているところ、本件資料の当該説明は、国家が外国人を何ら制約なく自由に送還できるとの誤解を生じさせるものであって不当である。

また、本件資料は「送還忌避者の実態」（2頁）として、入管庁のいう「送還忌避者」（政府の定義によれば「退去すべきことが確定したにもかかわらず退去を拒む外国人」）3224人のうち、1133人に前科がある旨を赤字で強調する体裁をとっている。しかし、生命・自由への危険がある本国への送還を拒絶することは、人として当然であり、前記「ノン・ルフールマンの原則」にも合致する。たとえ前科があったとしても、庇護を求める人々を人権侵害のおそれのある国家に引き渡すなど、到底許されるものではない。しかも、前科の罪種別（同一人が複数の罪名に当たる犯罪をした場合にはそれぞれ計上される）についてみると、全体件数は2620件とされるものの、そのうち、いわゆるオーバーステイなどの入管法違反が504件、交通関係法令違反が326件と、必ずしも犯罪傾向の進んだケースが多いわけではない。送還を拒む事情は様々であるにもかかわらず、当該記載は前科のある一部の人々を強調することにより、「送還忌避者」全体の印象を貶めるプロパガンダの側面があると言わざるを得ない。

さらに、「仮放免者の逃亡事案が多発している」との項目があるが（2頁）、死亡事件が度々発生している入管収容施設の現状に鑑み、再収容されることに命の危険を感じ、それ故に出頭できない者が多数いることも容易に推測されるところであり、入管施設の問題性を放置しながら、不出頭の原因を問わず「逃亡」と一括りにすることは、あまりに乱暴な議論である。

他にも、本件資料は、難民認定制度につき、特定の難民審査委員の意見を赤字で強調したり（3頁）、「難民認定制度の誤用・濫用が疑われる事案の発生」とのタイトルの下、わずか2例の犯罪傾向の進んだ特別な事案内容を殊更に列記すること（3頁）により、「送還忌避者」の多くが濫用的難民申請を行う重大犯罪者であるかのような誤解を生じさせる内容となっている。同様に、わずか3例の犯罪前科のある逃亡事案の個別案件を挙げることで、「仮放免者の逃亡事案が多発」（4頁）とのタイトルを付しているが、これは見る者をして、仮放免を認めることで犯罪傾向の強い逃亡者が発生すると事実誤認に導くだけ

でなく、差別や人権侵害を助長しかねず、国家機関として到底許されない表現である。

以上の通り、本件資料は極めて不適切な記載や表現を多数含むものであり、このような認識に基づく本閣議決定は明白な誤りである。

当会は、入管庁に対し、本件資料につき厳重に抗議するとともに、政府に対し、政府法案のすみやかな撤回を強く求める。

2023(令和5)年3月15日
東京弁護士会会長 伊井 和彦

日本学術会議法の改正の再考と任命拒否を撤回することを求める会長声明

2022年12月6日、内閣府は「日本学術会議の在り方についての方針」（以下「方針」という）を発表した。現在開催されている通常国会に、方針に基づく日本学術会議法（以下「法」という）の改正法案が提出される可能性が高いと報道されている。

方針は、「会員等以外による推薦などの第三者の参画など、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されるよう改革を進めるとともに、国の機関であることも踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」とする。

当会は、2020年10月22日付「内閣総理大臣に対し、日本学術会議が推薦した会員候補者を自らが任命しなかった理由を説明し、法の規定を遵守した任命手続きをとることを求める意見書」（以下「意見書」という）で、日本学術会議に政府からの独立性が認められている（法第3条）のは、背景に学問の自由（憲法第23条）があることを指摘し、かつての国会答弁でも内閣総理大臣の任命行為は形式的なものに過ぎないとされていたことを踏まえ、内閣総理大臣は、日本学術会議が指名した会員をそのまま任命すべきであるとした。

当会の意見書の指摘にもかかわらず、方針は、国の機関であることを踏まえて会員の推薦・選考に第三者の参画を導入する

というのであるから、日本学術会議の独立性をより低下させる意図が明確に読み取れる。

さらに方針は、「外部評価対応委員会の機能を強化し、構成及び権限、主要な評価プロセスを明確化すること等により、活動及び運営についての評価・検証が透明かつ厳格に行われることを担保する」とする。

しかし、外部評価対応委員会は、外部評価の実施に係る事項に対応するための委員会（外部評価実施規程第2条第1項）であり、この機能を強化することによって、外部評価有識者による意見の影響が強まり、ひいては日本学術会議の活動・運営に関する自律性が損なわれるおそれがある。

このように方針は、日本学術会議の独立性と活動・運営の自律性を損なうものであり、ひいては研究者等を萎縮させ学問の自由を危うくするものである。

当会は、岸田文雄内閣総理大臣に対し、方針に基づく改正法案を提出するのではなく、当会が意見書で求めたように、2020年10月1日の日本学術会議会員任命拒否を速やかに撤回し、同会議の推薦どおりに会員を任命するよう、強く求める。

2023(令和5)年3月22日
東京弁護士会会長 伊井 和彦

司法修習にあたり国による経済的な給付がなされなかった谷間世代の法曹に対する不公平を解消するための是正措置を求める会長声明

司法を担う法曹（裁判官、検察官及び弁護士）を養成するための司法修習制度は、1947年（昭和22年）に、日本国憲法施行と同時に開始された。以来、国は、60年以上にわたって、司法修習生に対し、国家公務員に準じた給与を支給することにより、司法修習生の兼業等を禁止して司法修習に専念させる給費制を採用し、これにより法曹を養成してきた。しかし、この給費制は、「裁判所法の一部を改正する法律（平成16年12月10日法律第163号）」（以下「2004年改正裁判所法」という。）により廃止され、2011年11月以降の司法修習生については、修習専念義務を課せられながらも無給となり、生活資金等の貸与制が実施されることとなった。

当会は、給費制の廃止前から、日本弁護士連合会、当会以外の各弁護士会、「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」、並びに、法科大学院生、司法修習生及び若手弁護士らによる「ビギナーズネット」等と共に、給費制の維持・復活を求める運動を精力的に展開していたところ、2017年4月19日、「裁判所法の一部を改正する法律（平成29年4月26日法律第23号）」（以下「2017年改正裁判所法」という。）が成立し、同年11月1日以降に採用された司法修習生（71期以降の司法修習生）に対し、月額13万5000円の基本給付金、月額3万5000円の住居給付金及び移転給付金を内容とする修習給付金が支給されることとなった。

しかし、この2017年改正裁判所法は、同法の施行前に採用

された司法修習生には適用しないものとされたことから、2004年改正裁判所法の施行後で2017年改正裁判所法の施行前に司法修習生として採用された法曹（新65期～70期の司法修習生）には、国による経済的な給付がなされていない。この世代の法曹、いわゆる谷間世代の法曹は、全法曹約4.7万人のうち約1.1万人を占めており、法曹経験5年から10年となり、法曹の中核的な存在となっている。質の高い法曹による力強い司法を作るためには、谷間世代の法曹と他の世代の法曹との不公平を解消するための是正措置が是非とも必要である。このことは、2017年5月31日付け会長声明においても言及しているところである。

2017年改正裁判所法が施行されてから既に5年以上が経過しているが、この間、谷間世代の法曹に対する国による一律の給付の実現に向けて、多くの国会議員や公益社団法人日本医師会などから応援メッセージが寄せられている。特に、国会議員からは、本年3月21日までに、国会議員の過半数（357名）を超える371名から応援メッセージが寄せられている。

当会は、谷間世代の法曹が様々な分野の問題に対して積極的にチャレンジしていくことができる基盤を整備し、質の高い法曹による力強い司法を作るために、改めて、国に対し、谷間世代の法曹に対する不公平を解消する是正措置を講じるよう求める。

2023(令和5)年3月28日
東京弁護士会会長 伊井 和彦

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求める会長声明

岸田文雄首相は、報道によれば、本年2月1日の衆議院予算委員会で同性婚の法制化について「制度を改正すると、家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」との内容の答弁をした。

また、直後の同月3日には荒井勝喜・首相秘書官(当時)が、性的マイノリティや同性婚に関する取材に対して、「社会が変わる。社会に与える影響が大きい」「見るのも嫌だ。隣に住んでいるのもちょっと嫌だ」「秘書官室もみんな反対する」「同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる」等と発言したと報道され、同月4日に更正された。

性的マイノリティの人々に対しては長きにわたって社会全体からの差別・偏見が存在し、現在でも根深く残存している。同性カップルの婚姻を認めない現行法は性的マイノリティに対する差別の歴史の上に成り立つものである。そのことを顧みない岸田首相及び首相秘書官による上記の発言は、性的マイノリティに対する差別を追認・助長するものであり決して許されない。

札幌地方裁判所は、2021年3月17日、同性婚を認めない民法及び戸籍法について、婚姻によって生じる法的効果享受する法的手段を同性愛者に提供していないことが、合理的根拠を欠く差別取扱いに当たり、憲法第14条第1項に違反すると判示している。

さらに東京地方裁判所は、2022年11月30日、現行法上、自らのパートナーと家族になるための法制度が同性愛者にはないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法第24条第2項に違反する状態にあると判示した。

岸田首相及び首相秘書官による上記の発言は、これらの司法判断にまったく目を向けようとしなないものである。

また、岸田首相は、本年3月6日の参議院予算委員会で、LGBTQなど性的マイノリティへの理解増進を目的とする「LGBT

理解増進法案」の成立に向けて努力する旨答弁したと報じられているが、政権与党である自民党においては、性的指向や性自認を理由とする差別禁止を法律に明記することについては、「分断を生む」「訴訟の乱発を招きかねない」等を理由とする反対論があると報じられている。

しかし、そもそも法の下での平等を定める憲法第14条第1項は差別を禁止している。国家は、すべての国民に対し、いかなる差別もすることなく、人権を尊重する義務を負うのであり、現実に差別が存在するとすれば、国家はその差別を是正する責務を負う。実効的な人権保障の観点からも、性的指向及び性自認を理由とする差別が禁止されることを法律に明記するとともに、婚姻の平等を実現するために同性婚を法制化することが必要である。

当会は、2021年3月8日に「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」を採択したほか、同年6月10日に「LGBT理解増進法案に関する会長声明」を發出するなどして、性的指向や性自認を理由とする差別が許されないことを指摘してきた。

本年5月、広島市で主要国首脳会議(G7サミット)の開催が予定されているが、G7諸国で、同性カップルに対する法的保障がなされていないのは日本のみであり、性的指向及び性自認の多様性についての日本の人権保障の立ち後れは、もはや看過することができない。

当会は、国会及び政府に対し、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求める。

2023(令和5)年3月29日
東京弁護士会会長 伊井 和彦